

償還期間及び据置期間

	償還期間	据置期間	法の特例(※3)に該当する場合	
			償還期間	据置期間
青年(※1)	12年	4年	20年	9年
中高年(※2)	7年	2年	12年	5年

※1 青年：40歳未満

※2 中高年：40歳以上65歳未満

※3 法の特例

(就農支援資金の償還期間の特例)

第8条 センターは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として・・・(途中省略) 認定就農者が就農した場合には、就農支援資金について、その償還期間(据置期間を含む)を8年を超えない範囲内で、その据置期間を5年を超えない範囲内で、それぞれ延長することができる。

② 上記のとおり、貸付の中には据置期間の長い契約もあるが、その期間での就農支援センターと借務者との接触はないという。しかし、延滞債権が発生していることを鑑みると、借務者に貸付後の毎年の所得状況を提出させ、その経営状況によってはより詳しい報告を求め指導を行うことも必要であると思料される。就農支援センターは、就農者に対し情報の提供や相談を行う窓口となっている。債権者に対しても、その指導的機能を生かし、就農後の経営安定に至るまでの支援を行い、債権の保全措置を図るべきである。

4. 市町村振興資金特別会計

(1) 予算に対する執行率が低調であることから、貸付対象となる事業の見直しや一般会計への繰入も検討すべきである。(意見)

最近5年間の予算額に対する執行率は下記の通り低調である。当該貸付事業は市町村の資金需要に依存する面はあるが、県から積極的な活用方法を提示することも必要と思われる。また、資金需要が今後も低調と認められるのなら、剰余金3,698百万円のうち資金需要予測に基づく必要額を残し、差額を一般会計へ繰入することも検討すべきものと思われる。

市町村振興資金特別会計における最近5年間の予算額に対する執行率は次の通りである。

(単位は金額：百万円、率：%)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	執行率	予算額	執行率	予算額	執行率
合併推進資金①	300.0	0.0	300.0	0.0	300.0	32.6
百花草刈まちづくり推進資金②	2380.0	1252.2	2380.0	1150.5	1680.0	738.7
特 別 分	460.0	139.0	480.0	420.3	280.0	21.3
一 般 分	1900.0	1113.2	1900.0	730.2	1400.0	717.4
リニアセンター一期推進事業資金③	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
市町村振興資金計(①～③計)	2780.0	1252.2	2780.0	1150.5	2080.0	771.3
辺地振興資金④	100.0	83.6	100.0	54.8	100.0	89.8
遠征地振興資金⑤	150.0	137.0	150.0	149.2	150.0	127.5
合計(①～⑤)	3030.0	1472.8	3030.0	1354.5	2330.0	988.6

資金種別	平成22年度		平成23年度	
	予算額	執行率	予算額	執行率
合併推進資金①	300.0	3.4	300.0	0.0
百花草刈まちづくり推進資金②	1690.0	597.5	1690.0	1090.8
特 別 分	280	41.0	280.0	224.9
一 般 分	1400.0	556.5	1400.0	865.9
リニアセンター二期推進事業資金③	100.0	9.6	100.0	33.7
市町村振興資金計(①～③計)	2090.0	610.5	2090.0	1094.5
辺地振興資金④	100.0	24.1	100.0	24.4
遠征地振興資金⑤	150.0	25.2	150.0	18.9
合計(①～⑤)	2330.0	659.8	2330.0	1127.8

最近5年間の予算額に対する執行率は上記の通り、市町村振興資金は29.4%～52.1%で平均41.0%、辺地振興資金は24.1%～89.8%で平均55.3%、過疎地域振興資金は12.6%～99.5%で平均61.0%である。市町村振興資金は最近5年間の執行率が50%を超えたのは平成23年度のみであり、極めて低調である。百花繚乱まちづくり推進資金の特別分20%、合併推進資金35%及びびりニアモーターカー関連事業資金60%の元利補給金があるため、各市町村は本来自己資金のみで事業を行うより当該制度を利用するほうが有利であるにも関わらずこのように執行率が低調であるということは、需要が余程乏しいのか、あるいは制度の周知がされていないのかと思われる。特に合併推進資金は国の合併特別債等の制度が充実していることもあり、ほとんど利用実績がない状況にある。

当該貸付事業は市町村の資金需要に依存する面はあるが、果から積極的な活用方法を提示することもあると思われる。また、貸付の予算は上記の通り毎年度ほぼ定額で確保されているが、市町村の資金需要に応じて予算の見直しを弾力的に行うべきである。当該特別会計の貸付金は昭和38年から平成8年度まで一般会計より総額46億円を繰り入れてもらい、貸付を行い利息収入も確保してきた。この過程で平成11年度に3億円、平成23年度に43億円を一般会計へ繰出しを行い、貸付金の当初の原資46億円はすべて返済し、平成23年度末の剰余金は剰余金3,698百万円の他に貸付金残高が7,840百万円ある。貸付金残高は平成24年3月31日現在下記のとおりとなっている。

市町村振興資金	6,686百万円
辺地振興資金	396百万円
過疎地域振興資金	758百万円
合 計	7,840百万円

平成24年度の元利償還予定額は1,762百万円であり、平成23年度の貸付額1,127百万円を超える状況にあり、歳出額全体でも貸付金の回収額等ではほぼ充当できる金額である。当該会計の運用規模から考えれば、剰余金3,698百万円の残高は多すぎると思われる。県の財政状態も余裕があるわけではないなかで剰余金として休眠させることがないよう、償還、貸付についてある程度厳密な資金計画を立て、余分な繰越資金の有効活用をはかるべきである。

また、資金需要が今後も低調と認められるのなら、平成30年以降合併特別債の発行期限の終了を迎え、市町村の資金需要は高まる可能性はあるものの、市町村に対してヒヤリング等を行い当該制度に対する資金需要を予測し、必要額を残し、差額を一般会計へ繰入することも検討すべきものと思われる。

(2) 辺地振興資金及び過疎地域振興資金は廃止も含め検討すべきである。(意見)

**利用実績が少ない辺地振興資金及び過疎地域振興資金については、廃止も含め検討し、制度の廃止を前提として貸付金残高が適切に償還されるよう留意すべきである。**

辺地振興資金及び過疎地域振興資金は、平成14年度から平成21年度までの執行率は約80%であるが、平成22年度及び平成23年度の執行率は何れも30%以下となっている。特に貸付件数が減少し利用実績が少ないことから、廃止も含め検討する必要がある。

資金種別	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
辺地振興資金	100百万円	89.8百万円	89.8%	100百万円	24.1百万円	24.1%	100百万円	24.4百万円	24.4%
過疎地域振興資金	150百万円	127.5百万円	85.0%	150百万円	25.2百万円	16.8%	150百万円	16.9百万円	12.6%

辺地振興資金及び過疎地域振興資金の貸付金残高は平成24年3月31日現在下記のとおりとなっている。

辺地振興資金	396百万円
過疎地域振興資金	758百万円
合 計	1,154百万円

従って、辺地振興資金及び過疎地域振興資金の2事業は、今後廃止を行った場合、山梨県の各市町村からの償還金11億円の収入事務のみとなる。

(3) 百花繚乱まちづくり推進資金貸付において、特別分と判断した根拠が曖昧である。公正な貸付のため判断基準を明確にし、周知すべきである。(意見)

平成22年度、23年度に公園建設事業に対し、景観形成の為の特別分として貸付を行っているが、公園等整備事業は一般分の貸付として例示されており、景観形成と判断した理由が曖昧である。公正な貸付のため判断基準を明確にし、周知すべきである。

百花繚乱まちづくり推進資金には特別分と一般分があり、特別分には元利償還金の20%の元利補給金があるため、山梨県の資金負担を伴う貸付となっている。

従って、特別分に該当するか否かは明確な判断が求められるところ、判断の基準が大まかなものとなっている。現状では以下の条例等を基に特別分(景観)の判断を行っている。

#### 山梨県市町村振興資金条例

##### 第7条(元利補給金の交付)

県は、山梨県景観条例第二条第一項の景観形成のための建設事業・・・に係わる資金について、毎年度市町村が支払った当該年度分の元利償還金のうち、規則で定める額に相当する金額を当該市町村に交付する。

#### 山梨県景観条例

##### 第二条第一項

景観形成とは優れた景観を保全し、または創造することをいう。

上記の通り条例では特別分(景観)の規定は大まかなものとなっているため、実行にあたっては、内部資料として「特別分の新規対象事業の目安について」を作成し利用していることである。

「特別分の新規対象事業の目安について」

#### 【景観形成】

景観の創造、または優れた景観を保全することを主目的として実施する施設の整備事業で、山梨県景観形成基本方針と整合性があること。

※単なる更新・維持修繕等で景観の創造を図るものではない事業は対象としない。

このような基準は、拡大解釈が可能で主観的な判断が介入してしまう余地が多分であり、公平公正な貸付に支障をきたすものと思われる。

また、当該判断資料は内部資料として活用されているものであり資金申込の説明書等には記載されていない。公園の整備事業でも市町村によっては一般分として融通申請しているケースもあり、公平な貸付になっているのか疑問が生じる。

現に、平成23年度に甲組合の公園建設事業に対し、景観形成の為の特別分として186,000千円の貸付をおこなっている(A事業とする)が、当該A事業で景観形成と思われる工事は一部であり、サッカー・フットサルコートの新設が主たる内容となってい

る。

また、平成22年度には甲組合の公園建設事業に対し、景観形成の為の特別分として、15,300千円の貸付を行っている(B事業とする)が、当該B事業は、一般廃棄物処理場跡地(更地)に公園を整備する内容となっている。

県市町村課作成の市町村振興資金貸付対象事業の例示は次のとおり。

#### 市町村振興資金

百花繚乱まちづくり推進資金

<特別分>

- ・観光関連公共施設整備事業
- ・景観形成関連公共施設整備事業
- ・福祉のまちづくり推進事業

<一般分>

- ・道路・橋梁整備事業
- ・生活環境整備事業
- ～中略～
- ・スポーツ・レクリエーション施設、公園等整備事業
- ～以下省略

上記の通り、スポーツ・レクリエーション施設、公園等整備事業は一般分の貸付対象事業に例示されているものであり、何故上記A、B2事業を景観分の特別貸付としたか判断としない。特別分とした根拠は書類上も明確にされていない。

なお、景観形成の特別分とするには、前掲の内部資料によると山梨県景観形成基本方針(以下参照)と整合したものであることが必要である。

#### 山梨県景観形成基本方針

##### 1(2) 快適で魅力ある景観の創造

まち並みや沿道、あるいは住まいの周辺など日常的な生活環境においても機能性や効率性の追求だけでなく、精神的文化的に快適な環境、とりわけ潤いと安らぎをもたらす優れた景観づくりが必要である

B事業の対象地は一般廃棄物処理場跡地であり、快適で魅力ある景観の創造が必要な土地なのか疑問である。対象地は住まいの周辺地ではなく、日常的な生活の場とは離れた地域であり、H19年に処分場は廃棄されて取り壊しも行なわれているため、周囲の景観を害している状況ではなかったと推察される。

このように、景観形成の定義が大まかなものとなっているために、担当者によって景観形成の特別分とする取扱いが異なる恐れが生じている。まして、判断基準が内部資料であり周知されていないのであれば猶更である。景観形成の特別分とする取扱いの範囲を明確にし、情報の適正な開示を行うべきである。

また、特別分と判断した理由も資料として保存し、公平な貸付の検証に役立てるべきである。

(4) 市町村振興資金貸付後の実地検査は、特別分については原則として実施すべきである。(意見)

貸付後の実地検査は「必要がある場合」のみではなく、原則として行うことが望ましい。特に特別分の貸付の場合には、対象事業に該当しているかの確認を行うことが重要であることから、原則としてすべての貸付について行うべきである。

平成 21 年度百花繚乱まちづくり推進資金の特別分について、完了検査調書 ((5) 参照) の提出内容を確認したが、実施前後の状況に関し、写真を添付して報告しているものは 6 件中 2 件のみであった。写真の添付しない完了検査調書で、事業が対象事業に合致しているか否かの判断ができるのか疑問である。

加えて、下記の通り、山梨県市町村振興資金条例施行規則第 15 条では「必要があると認めるとき」のみ実地検査するとしているため、事業が申請通り完了しているか、資金が貸付目的に使われているか、事業が貸付目的に合致しているか等の確認が十分に行われているのか検証できない。

特に、貸付が特別分として行われた場合には元利償還金の 20% の元利補給金があるため、実施事業が特別分の対象事業目的に該当しているか検証することは重要である。従って、写真添付を融通の要件とし融通審査の精度を高めるとともに、実地検査や関係資料の提出を、特別分については必要がある時だけでなく原則として行うよう規則の改定も含めて検討すべきである。

#### 山梨県市町村振興資金条例施行規則

##### 第 15 条 (実地検査等)

知事は、必要があると認めるときは、借入団体の資金の使用及び当該融通の対象となつた事業の実施の状況について、実地に検査し、及び関係資料の提出を求めることがある。

(5) 市町村振興資金の融通申込書に添付されている完了検査調書だけでは、市町村としての完了検査と確認ができないものがある。(指摘事項)

市町村振興資金融通申込書には、完了検査調書又はこれに代わる書類の添付が義務付けられているが、完了検査調書の中には、市町村としての承認がされているか不明確なものや、検査員の所属や検査立会人の所属が不明確なものが存在した。完了検査調書等をもって、市町村の責任で完了検査が行われたことを示しているか、県としても内容確認すべきである。

市町村振興資金の融通の申込みについては、山梨県市町村振興資金条例施行規則に規定されている。

#### 山梨県市町村振興資金条例施行規則

##### 第 7 条 (融通の申込み)

前条の通知を受ける市町村等は市町村振興資金融通申込書 (第三号様式) に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 起債議決書の写し及び関係予算書
- 二 工事請負業者等との契約書の写し
- 三 完了検査調書又はこれに代わる書類
- 四 市町村振興資金融通事業実施状況調 (第四号様式)

市町村振興資金は市町村から提出された事業計画書をもとに融通を内定し、各市町村が事業を実施したのち、上記規則にいう完了検査調書等を添付した融通申込書の提出を受け、融通の決定を行っている。したがって、申請する事業がきちんと完成したことを、各市町村等が検査し証明することが融通の前提となっている。

ところが、完了検査調書の中には、組織として確認欄に押印がないものや、そもそも確認欄がなく、個人名のみの記載であり検査確認者の所属や検査立会者の所属が記載されていないものがある。この場合、完了検査調書を見ただけでは、市町村等としての完了検査が実施されたか否かわからない。

県は、市町村に完了検査を委ねているのであるから、完了検査調書をもって市町村の責任において完了検査が行われたことを示しているか、県としても内容確認すべきである。市町村から提出されたことを以って、提出書類の内容の確認を怠らないよう留意されたい。

(6) 山梨県は貸付金の回収が完了した場合、市町村に対し借用証書を返還することが望ましい。(意見)

平成24年3月31日の市町村振興資金、辺地振興資金、過疎地域振興資金の貸付金残高は78億4,094万円となっている。市町村課で貸付を実行し、債権回収が完了しても、今まで借用証書を返還したことは一度もない。今後は、貸付金が完済された段階で借用証書を返還することが望ましい。

県は市町村振興資金等の貸付に当たって、次の通り市町村から借用証書を受領している。

山梨県市町村振興資金条例施行規則

第9条 (借用証書の提出)

前条の通知を受けた市町村等は、市町村振興資金借用証書に、償還年次表を添えて知事に提出し、資金の融通を受けるものとする。

山梨県辺地及び過疎地域振興資金貸付要綱

第11条 (資金の貸付け)

前条に規定する貸付けの決定の通知を受けた市町村は、借用証書に、償還年次表を添えて知事に提出し、資金の貸付けを受けるものとする。

県は融資に当たって市町村から借用証書等を受領しているが、返済が完了した場合の取扱を特に規定していない。現状では、完済しても借用証書の返還は行っていない。しかし、民間の取扱としては、下記の民法の取扱に従い借用証書の返還を一般的には行っている。

民法

第487条 (債権証書の返還請求)

債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

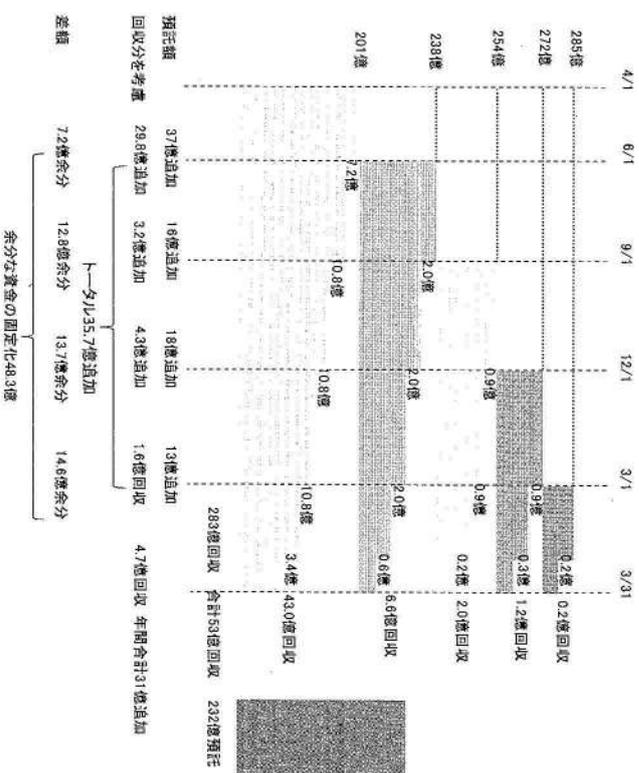
上記の債権証書は本件の借用証書に該当し、上記の規定では借用証書を返還する義務はないが、借用証書の存在は通常債権の存在が推定され、逆に借用証書の返還は債務の不存在が推定されることから、債権の完済が行われた場合には債務者に対して借用証書が返還されることが一般的である。県もこのような対応に従い、貸付金額が完済された場合には、借用証書を市町村へ返還することが望ましいものと思われる。

5. 商工業振興資金特別会計

(1) 山梨県信用保証協会に多額な資金の貸付が行われているため、資金の固定化を招かないような貸付方式とすべきである。(意見)

現在、県は山梨県信用保証協会に対する短期貸付金について、3月31日に全額回収し、翌4月1日に山梨県商工業振興資金融資制度にかかる保証残高に見合う金額を再度貸し付けている。当該貸付については期中においては追加貸付を行うのみで、保証先の返済分に見合う分の回収は行っていないため、平成23年度においては、48.3億円程度の多額の資金が貸付され、山梨県信用保証協会に固定化されてしまっている。固定化する資金額が少なくなるような貸し付け方法を検討すべきである。

県は山梨県商工業振興資金融資制度要綱に基づき、山梨県信用保証協会(保証協会)に対して短期貸付を行っている。現状では期中は追加で貸付を行うのみで、3月31日(3月最終営業日)にまとめて保証協会から貸付金を回収し、1月末の山梨県商工業振興資金融資制度にかかる保証残高に見合う金額を翌4月1日(4月第一営業日)に再度貸付けている。



(県も保証協会も現状の方式では期中の回収分に係る預託金合計額については計算を行っていないため、上記図では23年度末の回収分53億円が一定割合で回収されたものとして各日付の回収額を推定している。)

上記図に示したように、平成23年3月31日には285億円を回収し、翌23年4月1日に232億円を貸し付けており、平成23年度中の貸付金の回収額が53億円であることがわかる。

期中はトータルで84億円を追加貸付しているが、期中の回収分を考慮して貸付を行えば期中の追加貸付は35.7億円程度で済むと考えられる。保証協会が放縦しない限り年度末には全額回収されるとはいえ、期中の回収分が考慮されていないため、期中において48.3億円程度の資金が余分に保証協会へ固定化されてしまうこととなる。

特別会計で資金が固定化されてしまうと、それだけ一般会計の資金繰りを圧迫することになる。それゆえ、回収分を考慮した金額を貸し付ける等、なるべく資金が固定化されないような貸付方法とすべきである。

(2) 融資の活用頻度の低い制度が見受けられる。金融機関のみならず県内商工業者に周知されるように広報することが必要である。(意見)

商工業振興資金特別会計の制度融資は、金融機関の主導で行われていることもあるため、活用頻度の低いものが多数見受けられる。金融機関のみならず、県内商工業者に周知されるように広報する必要がある。

商工業振興資金特別会計の制度融資は、金融機関と協調し、山梨県信用保証協会(保証協会)の保証をつけて中小企業向けに行っている。融資窓口は金融機関であり、保証協会の審査ののち融資が実行されている。

平成20年度から平成23年度の当該制度融資の決定状況は、下表の通りである。

(単位:件)

資金名	融資名	保証割合	H20	H21	H22	H23
資金	事業促進融資	責任共有	102	94	102	154
	連鎖倒産防止関係	責任共有	47	18	1	4
	(※) 不況業種対応関係	全部保証	1729	1,967	2,026	1,133
	経済安定化特別関係	責任共有	2	2	0	0
	為替変動対策関係	責任共有	0	0	0	0
	経済安定 関係	責任共有	468	—	—	—
	経済環境変動対策関係(注1)	責任共有	—	98	44	70
	(※) 東日本大震災復興関係	全部保証	—	—	—	64
	(※) 小規模企業サポート融資	全部保証	812	492	527	587
	経営再生支援融資	責任共有	0	0	0	0
資金	資金繰り支援特種融資	責任共有	2	3	9	3
	担揚中小企業育成融資	責任共有	8	2	1	7
	土地開発等対策融資	責任共有	1	0	0	0
	商業活性化融資	責任共有	0	0	0	0
	企業立地促進融資	責任共有	0	1	0	0
	協同組合事業融資	責任共有	2	0	0	0
	観光施設整備融資	責任共有	9	3	5	0
	(※) 起業家支援融資	全部保証	46	45	28	28
	新分野進出支援融資	責任共有	12	21	20	11
	環境対策融資	責任共有	5	1	7	5
対策資金	うち山小屋トイレ整備	責任共有	0	0	0	0

	うち産廃処理施設関係		うち福祉まちづくり推進融資		うち雇用促進等支援融資	
	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有
計	2	0	0	0	0	0
全部保証の計	3,245	2,747	2,770	2,066		
責任共有の計	2,587	2,504	2,581	1,812		
責任共有の割合 (%)	65.8	24.3	18.9	25.4		
責任共有の割合 (%)	20.2%	8.8%	6.8%	12.2%		

(※) 保証割合が全部保証の制度融資

(注1) 「原油・原材料価格高騰緊急対策関係」が平成21年度より「経済環境対策関係」に変更されている

件数を見ると、保証割合が全部保証の融資である「不況業種対応関係」「小規模企業サポート融資」が、ほとんどを占めている。全部保証とは、保証協会が100%を保証し、金融機関の負担をゼロとする制度である。一方、責任共有とは、保証のリスクを保証協会と金融機関が負担する制度であり、保証協会が80%を保証することとなる。

(5) に記述した「連鎖倒産防止関係」を見ると、平成22年度は1件、平成23年度は4件と活用頻度の低い制度となっている。このことは、全部保証の「不況業種対応関係」にシフトしたためとも考えられる。責任共有の融資は、平成20年こそ「原油・原材料価格高騰対策関係」の件数が多いが、総じて全体の10%前後である。金融機関は、リスクが皆無となる全部保証の融資を勧めている結果と推測されるが、上表の通り、活用頻度の低い制度融資が多数見受けられる。制度融資は、窓口となる金融機関の主導により行われていると史料されるが、借手側のニーズにあった融資制度が選択されるためには、県内工商業者に周知されるように広報することが必要である。

(3) 総花的な現在の制度融資を整理統合し、わかりやすいメニューとすべきである。(意見)

商工業振興資金特別会計の制度融資は、パンフレットの作成が、一部の制度に限られていることもあり、結果として10年以上活用されていない制度もある。利用されていない融資は広報に努め利用を促すか、廃止を検討すべきである。そのうえで、総花的な現在の制度融資を整理統合し、よりわかりやすいメニューとすべきである。

制度融資の過去10年における利用件数を下記の通りである。

(単位：件)

資金名	融資名	件数	資金名	融資名	件数
経済安定資金	事業促進融資	1,073	新産業開発資金	地場中小企業等育成融資	102
	連鎖倒産防止関係	342		土地開発等対策融資	3
	不況業種対応関係	7,080		商業活性化融資	4
	経済安定化特別関係	277		企業立地促進融資	2
	為替変動対策関係	0		協同組合事業融資	4
	原油・原材料価格高騰緊急対策関係	617		観光施設整備融資	32
	経済環境変動対策関係	212		起業家支援融資	437
	経営支援緊急融資A型	2,184		新分野進出支援融資	97
	経営支援緊急融資B型	4,416		環境対策融資	44
	東日本大震災復興関係	64		うち山小屋トイレ整備	0
小規模企業サポート融資	2,918	環境・雇用対策	7		
経営再生支援融資	23	資金	0		
資金繰り支援借換融資	124	うち福祉まちづくり推進融資	0		
			うち雇用促進等支援融資	1	

県は「事業促進融資」「不況業種対策関係」「経済環境変動対策」「小規模企業サポート融資」「起業家支援融資」「新分野進出支援融資」のパンフレットは作成しており、その結果が上表に表れている。しかし、「地場中小企業等育成資金」「環境・雇用対策資金」は、ほとんど活用されていないことがわかる。現状を見る限りにおいては、一部の融資は積極的に活用されているが、融資全般の理解が浸透しているとは言えない。

当該制度融資は、県内工商業者の金融の円滑化を促進し、もって経営の安定化を図ることを目的としている。県としても有効活用されるように広報に努め利用を促す必要がある。県は山梨県信用保証協会及び県内の5金融機関と「県制度融資に係る意見交換会」を毎年開催し、当該制度融資に関する意見を聴取している。商工会との意見交換会も開

権していることである。これらの意見交換会の意見等を踏まえて、各融資が利用されていく理由を分析し、その障害を除去するための制度変更等を行うべきである。また、そもそも当該制度融資の需要がない場合には融資のメニューそのものを廃止することも必要と思われる。結果として、総合的な現在の制度を整理統合し、利用が促進されるように、よりわかりやすいメニューとすべきである。

(4) 融資条件の変更にあたって、必要な添付書類が徴求されていない事例が見られた。(指摘事項)

融資条件の変更の際には、財務書類、最近3か月の受注量、売上高等が確認できる関係簿等の写しを徴求することが「融資条件の変更に係る事務取扱要領」に定められているが、当該必要書類が徴求されていなかった事例があった。要領に従った事務を行う必要がある。

平成23年度中に融資条件が変更された保証残高3,000万円以上の相手先9件について添付書類について抜き取り検査を行った。

融資条件の変更にあたっては、「融資条件の変更に係る事務取扱要領」に次の通り規定されている。

- 第6 (添付書類)
- 条件変更申し込みの際に添付する書類は、次のとおりとする。
  - ア 財務書類 (直近の決算書または確定申告書の写し。決算後6ヶ月を経過した場合は残高試算表)
  - イ 最近3ヶ月の受注量、売上高等が確認できる関係簿等の写し
  - ウ その他、県が必要と認める書類

上記のアに係る添付書類に関しては、9件中3件の相手先から徴求されていた。イに係る添付書類に関しては9件中3件の相手先から徴求されていなかった。また、イに係る添付書類に関しては徴求していた6件のうち3件は、資金繰りの計画表で代替しており、実際の売上高等を確認しているわけではなかった。

要領通りの書類を徴求するか、あるいは融資条件変更が緊急性を要し、かつ、これらの書類が条件変更の判断に支障がないということであれば、実態に即した要領に改訂すべきである。

(5) 連鎖倒産防止関係の倒産等について、的確に判断できるように事象を列挙し明示する必要がある。(指摘事項)

経済安定融資の経済変動対策融資のなかで連鎖倒産防止関係の要領に「倒産等」とあるが、具体的な列挙が乏しく、どの範囲まで対象としているのか不明瞭である。借手側が的確に判断できるように、倒産等の事象を列挙し明示する必要がある。

山梨県商工業振興資金融資制度要領の別紙1によると、経済変動対策融資の連鎖倒産防止関係の融資要件に「取引先の企業の倒産等により、連鎖倒産するおそれのあるもの」とある。その内容について、経営安定資金取扱要領(以下「要領」という。)では次のとおり記載されている。

取引先の企業の倒産等により、連鎖倒産するおそれのあるものとは、取引先企業が銀行取引停止処分、債権者会議による内整理、会社更生法の申立等により当該取引先企業に対する適正な取引に基づく債権が、予定回収時に回収不能となったことにより損失を受け、経営に著しい影響を受けると予想され、かつ、取引先企業の倒産等が申込前1年6か月以内にかかわる企業者をいう。ただし、原則として不動産の売買に関するものを除く。

また、貸付限度額の範囲を下記の通りとしている。

- ①申込前6か月未満の倒産等に係る申込について・・・原則として債権額の全額の範囲内
  - ②申込前6か月以上1年未満の倒産等に係る申込について・・・原則として債権額の1/2の額の範囲内
  - ③申込前1年以上1年半未満の倒産等に係る申込について・・・原則として債権額の1/4の額の範囲内
- 添付書類

- ①取引先倒産企業に係る不渡手形(写)
- ②得意先元帳(売掛帳)、契約書、納品書(受領書)等取引先倒産企業に対する取引状況を示すいずれかの書類(写)

しかし、この要領では倒産等に関する事象の列挙が乏しく、また、倒産等の日をどの時点と見るのか示されていない。例えば、「取引先が行方不明のため売掛金の回収が不能となったとき、得意先元帳(売掛帳)を添付するならば融資を受けることができるのか」と疑問を生じる。独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業倒産防止共済では「倒産」及び「倒産の日」を下記の通り列挙している。

種類	事 象	倒産日
法的整理	破産手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがされること	申立てがされた日
取引停止処分	手形交換所に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること	取引停止処分の日
私的整理の一部	債務整理の委託を受けた弁護士または認定司法書士によって共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること	通知がされた日
災害による不渡り	甚大な災害の発生によって、手形等は「災害による不渡り」となること	当該手形等の手形交換日又は显示日
特定非常災害による支払不能	政府が指定する特定非常災害により代表者が死亡等した場合に、弁護士等によって、共済契約者に対し、支払を停止する旨の通知がされること	通知がされた日

当該融資は、非常に緊急を要することが想定される。要領の条件が曖昧なために、借手側が融資に該当するか否かを判断し戸惑うことにより、その資金調達に支障を来すことのないようにすべきである。この要領は、山梨県のホームページに掲載されているもので、借手側が的確に判断できるように、融資の対象となる倒産等の事象を上記の中小企業倒産防止共済と同様に列挙し明示する必要がある。

(6) 融資の取扱要領及び取扱基準を、融資実行の手引きとなるようにわかりやすい内容にすべきである。(意見)

制度融資のうち一例として「環境対策融資」において、その取扱要領は、建築に関連する専門的な知識を必要とされる内容となっている。このようなことも融資の活用から遠ざかる要因と思料される。関連する関係団体に、融資概要を広報する相談窓口となるように要請することなども検討する必要がある。また、融資の取扱要領及び取扱基準を、融資実行の手引きとなるようにわかりやすい内容にすべきである。

制度融資うちの一例として「環境対策融資」を見ると、取扱要領に耐震に関する施設の整備・補強のことが記載されている。

環境・雇用対策資金取扱要領

環境対策融資

1-(5) 地震災害を防止するため、法令により義務づけられているものを除く設備の設置、施設の整備・補強等を行うもので次に掲げるもの

④ 工場、倉庫、店舗、事務所及び団地の耐震性を向上させるための改修に要する資金で次の要件を満たすもの

ア 改築・新築(既存の建造物を除去し、同一場所で同一規模の新築に限る。)で建築基準法の規定による建築確認を受けたもの

イ 建築修繕、据等の改築等で、建築基準法に規定する確認を要しない場合は、同法に定める耐震基準を上回っていることを設計責任者が証明したもの

このような内容については、パンフレット等を作成し、建築士との関係団体に融資概要を広報する相談窓口となるように要請することなども検討する必要がある。

また、上記④ア関係は取扱基準を定めている。

④アについて、次の要件の全てに該当するものをいう。

- 1 改築・新築しようとする建物は、既存の建物と同一規模程度の建物であり、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のものとする。
- 2 既存の建物が、耐用年数(木造25年、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造35年)を超過していないものであること。
- 3 既存の建物が、耐震診断の結果、建築基準法による構造強度に関する基準以下であり、かつ耐震上危険であることの設計責任者の証明を得られるものであること
- 4 改築・新築しようとする建物が構造計算の結果、建築基準法に適合するものであり、同法による建築確認を受けたものであること。

この取扱基準では、内容が難しく専門的な知識も必要となるように思われる。このようなことも融資の活用から遠ざかってしまう要因と思料される。取扱要領及び取扱基準を、融資実行に当たっての手引きとなるようにわかりやすい内容にすべきである。

(7) 経済変動対策融資の不況業種対策関係を利用した企業については、山梨県信用保証協会の保証承諾の有無に係わらず、金融機関に対してモニタリングの実施及び業況報告書の提出を求めるべきである。(意見)

山梨県では金融機関に対して、経済変動対策融資の不況業種対策関係を山梨県信用保証協会の保証承諾を受けて利用した企業に対して、半年に一度モニタリングを行い、所定の業況報告書を山梨県信用保証協会へ提出することを定めているが、同融資を山梨県信用保証協会の保証承諾を受けずに利用した企業については、モニタリング等の実施は求めてはいない。このモニタリングは山梨県信用保証協会の制度ではあるが、中小企業者に対して重点的な経営支援を行うことをその目的としていることからすると、今後は山梨県信用保証協会の保証承諾を受けずに同制度を利用した企業についても、金融機関に対して半年に一度のモニタリングの実施及び業況報告書の提出を求めるべきである。

山梨県産業労働部商業振興金融課では金融機関に対して、経済変動対策融資の不況業種対策関係を山梨県信用保証協会(保証協会)の保証承諾を受けて利用した企業に対して、半年に一度モニタリングを行い、所定の業況報告書を保証協会へ提出することを、**商工業振興資金融資制度要綱第16条第4項**において定めている。

**山梨県商工業振興資金融資制度要綱**

**第16条第4項** 申込中小業者が中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する特定中小企業者であつて、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき又は保障期間が1年以内であるときはこの限りではない。

このモニタリング制度は保証協会の制度であり、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の「業況の悪化している業種」として認定を受けた中小企業者に対して保証承諾を行った場合に資金繰り支援のみならず、重点的な経営支援を行うことを目的としている。

**中小企業信用保険法**

**第2条** この法律において中小企業者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(略)

**第4項第5号** その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

これに対して同融資を保証協会の保証承諾を受けずに利用した企業については、果は金融機関に対してモニタリング等の実施は求めてはいない。このような果の対応に規程上の違反は存在しないが、この融資の利用者は保証承諾の有無に係わらず、全て前述の「業況の悪化している業種」として認定を受けた中小企業者である。今後は、商工業振興資金融資制度要綱第16条第4項について改正を行い、保証協会による保証承諾を受けずに当該融資制度を利用した中小企業者についても、金融機関に対して半年に一度のモニタリング及び業況報告書の提出を義務付け、重点的な経営支援を行っていくべきである。

(8) 山梨県が山梨県信用保証協会に対して行う検査については、その手続き等を規定として整備を行い定期的及び確実に実施するべきである。(意見)

山梨県商工業振興資金制度要綱には、保証付き融資の可否決定は山梨県信用保証協会の決定をもって、県の決定とする旨を定めている。そのため、県では融資決定が適正に行われているかを検査するため、「商工業振興資金の検査マニュアル」を作成し、その手続き等について定めているが、マニュアルに定められた検査日時について遵守されてはいなかった。県が行う検査の重要性は非常に高いものであると考えられるため、今後はその手続きについても正式な規程として整備を行い、定期的及び確実に検査の実施を行うべきであると判断される。

山梨県商工業振興資金制度要綱では融資の申込、決定及び通知について以下のように定めている。

山梨県商工業振興資金制度要綱

- 第9条 融資を受けようとする者(以下、「申込者」という。)は所定の借入申込書に別に定める書類を添付のうえ、関係機関を経由して、商工業振興金融課に提出しなければならない。ただし、協会の保証を条件とする融資(以下、「保証付き融資」という。)については、金融機関へ申し込むものとする。
- 第12条 県は第9条の規定による申込書を受理したときは、その内容を調査して融資の可否を決定し、申込者及び関係機関に通知するものとする。
- 2 保証付き融資については、前項にかかわらず、協会の決定をもって融資の可否に代えるものとする。

上記表中の第12条2項には保証付き融資の可否決定は山梨県信用保証協会(保証協会)の決定をもって、県の決定とする旨の定めがあるが、これは融資手続きの迅速化を目的としていることである。そのため、県では保証協会の融資決定が適正に行われているかを検査するため、「商工業振興資金の検査マニュアル」を作成し、その手続き等について定めている。

- 商工業振興資金の検査マニュアル
- 1 検査日 毎月15日とする。但し、休日の場合は、その後の直近の勤務日とし、業務により都合の悪い場合は、事前に協議する。
  - 2 検査対象 検査の前月に協会が保証決定した商工業振興資金の申請に関する書類
  - 3 検査方法 協会において、協会職員立ち会いのもと、商工業振興金融課の職員2名が行う。

検査マニュアルには検査日を「毎月15日」と定めているが、平成23年度及び平成24年度における検査の実施状況を確認したところ以下のとおりであった。

検査実施日	検査対象とした保証決定月	検査実施日	検査対象とした保証決定月
H23.5.16	H23.2分	H24.1.16	H23.10分
H23.6.15	H23.5分	H24.2.15	H23.11分
H23.9.15	H23.6分	H24.4.16	H24.1分
	H23.7分	H24.5.15	H24.3分
H23.12.15	H23.9分		

※監査日時点(平成24年11月1日)において、平成24年度の検査は上記表中の「H24.5.16」実施分が最新のものである。

上記のとおり、検査が実施された回数はマニュアルに定めのある「毎月」という要件には明らかに反していた。これについて担当者に確認をとったところ、このマニュアルは要綱とは異なり正式な規程ではないためその拘束力は低く、特段の問題は無いとの回答であったが、マニュアルとして定められている以上は一定程度の遵守は当然に求められるのではないかと考えられる。少なくとも、検査対象とする保証決定月については、全ての月を対象とするべきではないかと懸念される。(平成23年度ではH23.4、H23.8、H23.12、H24.2の4か月分が検査対象となっていない)

なお、検査の手法はサンプル検査ではなく、その全件を検査するという手法が採用されており、県は限られた人員の中で効率的に検査を行っているものと評価できる。実際に県が保証協会に対して行った指導を以下に抜粋する。

- 県が保証協会に対して行った指導事項の抜粋
- ・原借率の上昇についての根拠資料の添付がない。(H24.3分)
  - ・納税証明の添付がない。(H24.3分)
  - ・設備完了報告書未請求(H24.1分)
  - ・診断書の添付がない(H23.10分)
  - ・異制度借入申込書がない(H23.9分)
  - ・借入希望期間が未記入(H23.5分)
  - ・自己資本比率の記載がない(H23.5分)
  - ・借入申込書の申込日が漏れている(H23.2分)
  - ・借入希望期間が未記入(H23.2分)
  - ・資金計画が未記入(H23.2分)

保証協会が保証決定に当たって徴求する書類について不備が存在したことは、前記(4)でも指摘したが、そのような事実の発生を考慮すると県が保証協会に対して行う検査の重要性は非常に高いものである。今後は検査の手法等についても要綱等の正式な規程として整備を行い、定期的及び確実に検査の実施を行うべきである。



6. 林業・木材産業改善資金特別会計

(1) 林業・木材産業改善資金の融資機関等に対する事務委託契約について、要領や契約書に明記されていない手数料の割落の事例が見られた。(指摘事項)

県は林業・木材産業改善資金について融資機関等に対して事務委託手数料を支払っているが、一部の融資機関等について手数料の割落が行われている。当該措置は要領等、契約書に明記されておらず、運用上行われている。要領等、契約書に明記した上で行うべきである。

県は林業・木材産業改善資金について、融資業務を融資機関等に対して委託しており、事務委託手数料を支払っている。山梨県林業・木材産業改善資金運営要領では、手数料について次の通り規定している。

- 山梨県林業・木材産業改善資金運営要領  
第5 融資機関への手数料の支払について  
1 知事は次に定めるところにより計算して得た額の合計額を融資機関に対して支払うものとする。
- (ア) 当該年度内に貸し付けた貸付金の累計額の1.5パーセントに相当する金額
  - (イ) 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.75パーセントに相当する金額
  - (ウ) 上記金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額以下、略

上記委託手数料の内(イ)償還金額に対する手数料については、一部の融資機関等に対して手数料の減額の措置(割落)が行われている。当該割落のルールは次の通りである。

$$0.75\% \times 0.92 \times 0.92 \times 0.95 \times 0.95 = \text{割落後の手数料率}$$

↑  
割落のルール

上記の通り0.75%の手数料率から割落のルールによる一定の料率が減額されている。しかし、当該減額の取扱は要領等に記載されていない。また、割落の取扱が適用されている融資機関等との当該委託契約「林業・木材産業改善資金事務委託契約書」では上記の割落のルールが明記されておらず、運用上割落のルールが適用されて委託手数料の支払いが行われている。平成24年度に締結された契約書には当該割落のルールの記載はあり、改善されていた。割落減額の取扱が、当事者が合意した実態に即した措置であるならば要領等、契約書に明記した上で行うべきである。

(2) 林業・木材産業改善資金について、山梨県森林組合連合会及び各森林組合との事務委託契約の内容を見直すべきである。(意見)

県は林業・木材産業改善資金について、山梨県森林組合連合会及び各森林組合と事務委託契約を締結している。契約内容は貸付債権の保全及び取立てに関する事務であり、償還金に對して一定の事務委託手数料が支払われている。これらの業務は県が主体的に行っていることから、連合会等に対する委託の必要性を検討すべきである。尚、平成24年度の契約書に日付の記載が漏れている。

県は林業・木材産業改善資金助成法施行令第9条に基づき、山梨県森林組合連合会及び各森林組合へ事務委託を行っている。

- 林業・木材産業改善資金助成法施行令第9条(事務の委託)  
都道府県が法第14条第1項の規定により同項の森林組合連合会その他林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものに委託することができる事務は、都道府県が行う法第3条第1項及び第2項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務とする。

県は当該規定に基づき連合会及び各森林組合と林業・木材産業改善資金事務委託に関する3者契約を締結している。償還委託をしている債権は平成19年度以前の県が直貸した貸付金に係るものである。事務委託手数料は前記の「当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.75%に相当する金額」の他、延滞中の貸付金のうち償還期日到来後6か月経過したのものについて払込があったときは、その払込額に対して3%の延滞取立奨励金を払うものとしている。

連合会は契約書に規定された「林業・木材産業改善資金管理簿」を設けて債権の管理、収納事務等を行っているが、県も同様な管理を行っている。連合会が行っている債権の管理、収納事務等は県も直接管理しており、延滞が生じた場合は後記(3)に記載の通り県が借受人と直接連絡を取り、交渉をしている状況にある。森林組合は交渉時の場所の提供や立会い等を行うものの特に債権の保全及び取立てに積極的に関わっていないように思われる。したがって、これらの事務委託をあえて行う必要性は特に認められない。尚、平成24年度の契約書では延滞取立奨励金は記載されていない。また、平成24年度に締結された山梨県森林組合連合会との契約書には日付の記載がされていない。適正な契約の締結を行うべきである。

(3) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資において、延滞先と回収可能な金額を協議の上算定し、県が償還計画を作成していた不適切な事例が見られた。(指摘事項)

県は延滞を生じた借受者に対して林業・木材産業改善資金の償還計画書を提出させている。しかし、借受者と協議した内容で県が償還計画書を作成し、借受者が当該計画に同意した場合に正式な償還計画書として提出されている事例が見られた。償還計画書は本来借受者が主体的に作成するものである。

県は延滞を生じた借受者、連帯保証人に対して償還金の請求、督促等を行い、また、電話連絡、面談等を行い延滞債権等の回収に努めている。その経緯は延滞債権管理簿において記載され、債権管理に役立てている。延滞が生じ期限通りの回収が困難となった借受者については、借受者の収支状況、財産状況等を県がヒヤリングし、回収可能な金額を協議の上算定し、県が償還計画を作成して借受者に提出させている例が見られた。借受者である林業営業者は一般的に事業の計画や資金繰りについて専門的な知識に疎く、精通していないことが多いため、県が積極的に採わり償還計画書を作成していることと思われる。償還計画は借受者本人が自己の収支状況や財産状況等を基に償還可能額を算出し、県に対して同意を求めることが本来である。県が作成した償還計画では借受者は当事者としての意識が希薄となり、償還について責任ある対応が取れないことにつながる恐れがある。県は林業経営に関するこれらの指導は行うべきとは思われるが、それは債権回収とは異なる他の部署で行うべきである。また、資金繰り等のアドバイスをしても、具体的な償還計画書の作成まで関与すべきではない。

(4) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資において、法人代表者やその配偶者を連帯保証人とすべきである。また、譲渡担保を積極的に活用すべきである。(意見)

林業・木材産業改善資金の平成19年度以前の直貸融資においては、債権保全のために連帯保証人を立て、貸付金額に応じて連帯保証人の数を定めている。実務上では第3者保証を原則としているが、借受者が法人の場合についてはその代表者を連帯保証人に入れるべきである。また、一定額以上の貸付金については、担保を徴求しているが、より確実な債権保全のために譲渡担保の設定等を積極的に検討すべきである。

林業・木材産業改善資金について、平成19年度以前に行われていた県直貸融資の制度においては、次の通り融資に当たって担保及び連帯保証人を立てることを要件としている。平成20年度以降の転貸融資制度では県のこれらの要件は行われていない。

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年10月9日制定)

第5条(担保及び連帯保証人)

(略) 貸付金の貸付けを受けようとする者は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならぬ。ただし、貸付金の額が500万円以上のときは、担保を提供し、かつ、連帯保証人を立てなければならぬ。

2 前項の規定により連帯保証人を立てる場合の当該連帯保証人の数は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、貸付金の貸付けを受けようとする者が法人である場合の連帯保証人の数は、知事が別に定める。

- 一 貸付金の額が50万円未満の場合 1人以上
- 二 貸付金の額が50万円以上の場合 2人以上

(以下、略)

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領(平成15年10月17日制定)

第5法第3条第1項に基づく貸付け(直貸方式)

1 貸付けの等の手続き

(6) 担保及び連帯保証人

イ 貸付規則第5条第3項の「知事が別に定める」は、次のとおりとする。

(ア) 担保

(a) 貸付対象物件についての譲渡担保契約による担保

(b) 貸付額と同額以上の評価額を有する不動産(建物を除く。)による担保

(イ) 連帯保証人

a 連帯保証人は、実質的に保証能力のあるものであること。なお、連帯保証人の住所は、原則として借入申込者が居住する市町村の区域内に住所を有するものであること。

現状の支払能力のある第3者を連帯保証人とする場合は、借受者及びその配偶者では返済の原資である収入や財産が共有されている場合が多いためである。一方、第3者保証の場合は返済原資の多様化が望めることとなり、債権のより確実な回収のためには合理性が認められる。現在、法人に対して融資を行っている場合、法人の代表者本人を連帯保証人としていない。また、配偶者等を連帯保証人としていない。民間金融機関等の融資では法人の代表者は必ず連帯保証人とし、配偶者等についても連帯保証人としていくことが多い。これは法人・代表者間及び配偶者間では容易に財産の移転が可能であり、財産を移転すること等により、不正に債務の返済を回避することを防止するための措置である。このような不正を防止するためにも法人代表者本人や配偶者等を連帯保証人とすることが必要である。

また、上記のとおり貸付金の額が500万円以上の上のときは、必ず担保の提供を義務付けている。貸付金の額が500万円未満のときは、必ずしも担保の提供を義務付けておらず、一般的には連帯保証人を立てている場合が多い。しかし、貸付対象が設備や車両等である場合には貸付金の額に係わらず、譲渡担保を原則として求めることも必要と思われる。譲渡担保は不動産担保と異なり登記費用等を要せず、あまり費用がかからず、簡便的な債権保全の手法といえる。平成20年度以降は金融機関への販貸制度に移行しており、既に行われていない直貸制度に係る規則等を変更することは困難とのことであるが、借受者の理解を受けること等により、譲渡担保の設定を検討すべきである。譲渡担保の設定により、より確実な債権保全が可能となる。

(5) 林業・木材産業改善資金の貸付申請審査において、追加すべき確認書類や確認事項等がある。(意見)

林業・木材産業改善資金の貸付申請審査において、保管すべき書類や会社登記簿原本等追加して入手すべき確認書類、保証の有無を確認する等追加すべき確認事項がある。より適正な貸付審査を行うために、これらの入手や確認を検討されたい。

(i) 林業・木材産業改善資金の貸付け申請に先立って行われる、借受資格の認定については、次の通り規定されている。

#### 山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則

##### 第5条 (借受資格の認定)

貸付金の貸付を受けようとする者は、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、これを知事が定める書類とともに山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(第1号様式)に添えて、知事に提出して、当該貸付を受け取ることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。～中略～

3 知事は、第1項の認定をしたときは、同項の規定により申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

##### 第6条 (貸付けの申請)

貸付金の貸付けを受けようとする者は、前条3項の規定による通知の写しを添えて、融資機関に貸付けを申請しなければならない。以下省略

上記第5条第3項に基づき、「山梨県林業・木材産業改善資金貸付認定書」を発行しているが、林業振興課では(案)の段階の書面しかファインールされていない。当認定書は上記第6条第1項により、融資機関が貸付を実行するための必要書類となっているため、発行控えを保管し、問い合わせ等に対応できるようにしておくことが望まれる。

(ii) 貸付申請審査に必要な事項については、下記の通り「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請審査表」にまとめられている。

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請審査表

～省略～

6 申請書類

1) 申請書類は適当か  
・貸付資格認定申請書

- ・改善措置計画書
- ・貸付資格認定申請者概況調書
- ・定款・規約（申請者が組合・林業公社・会社等法人の場合）
- ～中略～
- 7 その他
- 1) 補助事業（国庫補助、県単とも）および他の制度資金と重複していないか以下省略

貸付に当たっては下記の運営要領第3-1に記載の通り、資本金等の確認が必要であるが、上記審査表では、定款を申請書類としている。増資等により資本金が変更されることもあるため、申請時点の資本金の確認には、会社登記簿謄本も申請書類とするべきである。

また、上記審査表 7(1)にある他の制度資金との重複については、借受者に対し「重複してはいけない旨」口頭で確認していることである。この場合、貸付申請書などに確認欄を設け、書面で借受者に「重複してはいけない旨」宣誓させるべきである。

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領

第3 貸付条件等

- 1 貸付の対象者
- (1) 貸付金の貸付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
- 7 個人の林業従事者
- 4 木材産業（～中略～）に属する者（資本金の額若しくは出資の総額が1000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（～中略～）以下の会社若しくは個人に限る。
- ～中略～

第6 その他

- 1 融資機関から貸付金の貸付けを受ける場合の債務保証について
- 融資機関から貸付金の貸付けを受ける者は、林業従事者等の場合は独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を受けなければならない。

上記第6-1にあるように、独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証は、融資機関の貸付の条件となっている。従って、県の直接貸付に対する保証ではないが、保証を前提とした貸付である以上、債務保証承諾書など保証の存在を示す書類を入手し、保証されていることを書面で確認したうえで、貸付を実行すべきと思われる。

(6) 林業・木材産業改善資金の貸付後、その改善効果について検証すべきである。また貸付後に林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠は保管しておくべきである。（意見）

林業・木材産業改善資金の貸付資格認定を申請するに当たり、改善計画を提出させているが、貸付後、計画通り改善したか否かを確認していない。改善資金の新規貸付件数は年間3、4件であり多いわけではないので、改善計画と実績の比較を行い、貸付の有効性も確認すべきである。また、貸付後に林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠が書類として確認できなかつた。記録簿などを作成し、作成根拠として保管しておくべきである。

林業・木材産業改善資金は、貸付資金により購入した設備で林業・木材産業を改善させることにその目的がある。改善計画を立て、実行し、結果を検証し、行動するという、いわゆるPDCAサイクルを行うことよって初めて、貸付資金が有効に使われることになる。

従って、貸付前の改善計画の審査だけでなく、貸付後も継続してその効果を検証し、今後の貸付事業にフィードバックすべきである。この点、平成24年度からは改善計画の実績調査を始めたことである。

また、貸付後、貸付目的通り使用されているか等については下記の林野庁長官通知に基づき確認を行うことになっている。しかしながら、平成18年に廃車された車両（貸付対象設備）については、貸付目的通りに使用されていなかったこと（廃車の事実）を確認した時の記録がない。確認調査時に作成すべき書類については規定等がないが、「確認調査結果報告書」の根拠とするため、確認日、確認方法、確認した事実等を、形式を定めて記録しておくことが望ましい。

林業・木材産業改善資金制度の運営について(平成15林政企第15号林野庁長官通知)

第7 その他

(1) 貸付事業の確認調査及び結果の報告

都道府県は、本制度の適正な運営を図るため、前年度末に貸付残高のある林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業（融資機関が行う貸付に係るものを含む。以下「貸付事業」という。）について毎年度8月31日現在で別記様式3により調査を行い、その結果を林野庁長官に報告するものとする。

(2) 貸付事業の完了後の指導

都道府県は、貸付事業の完了後においても、償還期間中は現地の巡回等を行い、貸付事業により取得等をした施設等について、目的外使用、無断貸出し、無断処分等の不適切な事例が発生しないよう借受者を指導するものとする。以下省略